

[www.eai.or.kr](http://www.eai.or.kr)

EAI ワーキングペーパー

日韓協力の未来ビジョンシリーズ ②  
共存のためのフォーカル・ポイント

石田 淳 (東京大学)

# 共存のためのフォーカル・ポイント

石田 淳  
東京大学 教授



## はじめに

いかなる大国といえども、その圧倒的な力の優位をいつまでも維持できるものではない。時間の経過につれて勢力分布はいずれ変動するだろう。そのときには、かつての力の優位が作りだした秩序も、その恩恵にあずかることのなかった新興国による挑戦を受けるときが訪れるのではないか。このような不安に大国も苛まれる。

第二次世界大戦後のアメリカの力の優位が軍事面であるいは経済面で揺らいだ時期に、まさに大国の不安に理論的な表現を与えたのが「勢力交代 (power transition)」論であり、その後の「覇権安定 (hegemonic stability)」論であった<sup>1</sup>。冷戦の終結後には、ふたたびアメリカに匹敵しうる競合国のない単極世界が出現したが、それも束の間のこと、中国の台頭によってアメリカの力の優位にかげりがみえると、かつての理論と比べてそれほど代わり映えのしない勢力交代論が再びあらわれた<sup>2</sup>。「ツキディデスの罠 (Thucydides's trap)」論がそれである。

G・アリソンは、勢力分布の変化によって大国間の勢力分布の構造に緊張が生じ、それが「意図せざる結果」を招くと論じたが、なぜ緊張が大国間戦争の勃発を招くのかは明らかにして

<sup>1</sup> 勢力交代論についてはA. F. K. Organski, *World Politics* (New York: Knopf, 1958). その後の覇権安定論については Robert Gilpin, *War and Change in World Politics* (New York: Cambridge University Press, 1981).

<sup>2</sup> 冷戦終結後の単極世界の安定性については、William C. Wohlforth, “The Stability of a Unipolar World,” *International Security*, Vol. 24, No.1 (Summer 1999), p.23-28.

ただし、「単極世界」は必ずしも平和を保証しないとの異論もある。というのも、力の非対称は大国の自制的な約束（圧倒的な力の優位を利用して弱者に譲歩を迫ることはしないという約束）から説得力を奪うなどするからである。 Nuno P. Monteiro, *Theory of Unipolar Politics* (New York: Cambridge University Press, 2014), pp. 156-159.

いない<sup>3</sup>。とりわけ、核時代には利害調整の破綻とその結果としての武力衝突は核大国間に甚大な犠牲、損害、破壊をもたらすことは自明なだけに、なおさらそれは説明を必要としよう。

たしかに、東アジア情勢は楽観を許さない。たとえば、2021年3月、米国インド太平洋軍司令官（当時）のP・ディヴィッドソンは、米国議会上院の軍事委員会において「台湾は明らかに〔中国の〕野望の一つである。そして、その脅威は・・・6年以内に現実のものとなろう」と、中国による台湾への武力攻撃が差し迫っているとの認識を示した<sup>4</sup>。しかし東アジアにおいて武力衝突が懸念される「発火地点」は台湾海峡にとどまるものではなく、朝鮮半島、南シナ海、東シナ海もそれに含まれるとするのが通説であろう。

近年の東アジアでは、有事に備えて態勢を整える安全保障論が熱を帯びているが、その一方で、米中のみならず、北朝鮮、韓国、台湾、日本などの関係国の間で、危機の際に、大規模な武力紛争にエスカレートすることなしに実行できる《許容できる行動の限界》について認識が共有されているとは思われない。特に東アジアの発火地点について、「関係国間において承認された現状」があると言うにはほど遠い状況にある。この観点から共存の条件を理論的に明らかにすることに本稿の目的がある<sup>5</sup>。

## 1 許容できる行動の限界

危機の際に、《許容できる行動の限界》について関係国の間に共有された認識がないと、意図せざる《紛争のエスカレーション》が生じうる。以下のような状況を仮想してみよう。

国家Aと国家Bとの間に利害対立がある。利害対立状況とは、典型的には特定争点について、一方にとって「より好ましい」利害調整が、他方にとって「より好ましからざる」利害調整

<sup>3</sup> Graham Allison, *Destined for War: Can America and China Escape Thucydides's Trap?* (London: Scribe, 2017), p. xiv.

<sup>4</sup> Hearing to Receive Testimony on United States Indo-Pacific Command in Review of the Defense Authorization Request for Fiscal Year 2022 and the Future Years Defense Program, Tuesday, March 9, 2021, U.S. Senate Committee on Armed Services. Available at [https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/21-10\\_03-09-2021.pdf](https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/21-10_03-09-2021.pdf), accessed May 4, 2022.

<sup>5</sup> ここは、クリステンセンの「関係国間で承認された領域的現状 (mutually accepted territorial status quo) の不在」という概念から着想を得た。たしかに、東シナ海や南シナ海については、領域的な現状をめぐる関係国の立場の不一致が対立の背景にあるが、台湾海峡問題や朝鮮半島の核問題については、後述する通り、より一般的に政治的現状をめぐる関係国の立場の不一致が対立の根底にある。Thomas J. Christensen, *The China Challenge: Shaping the Choices of a Rising Power* (New York: W. W. Norton & Company, 2015), p. 106.

となるような状況を指す。たとえば、図1（「利害対立状況」）のようにNとSの二つの線に挟まれた領域の支配をめぐる対立している両国は、軍事力を用いることができるでしょう。ただし、軍隊が衝突する場合には両国の間で戦争が起こるとする。では、Sから北上するAと、Nから南下するBにとって、N、M、Sの三つの線のうち、どの線まで軍隊を展開するのが合理的だろうか。

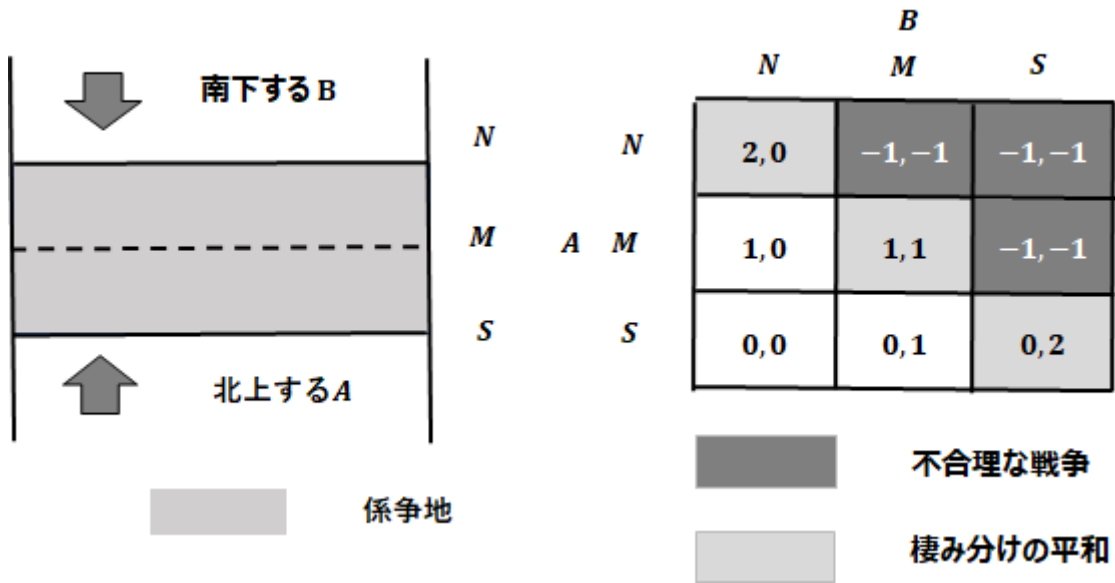


図1 利害対立状況

表1 利害の対立と利害の一致

ここでは表1（「利害の対立と利害の一致」）のようにこの状況をゲームとして捉えてみよう。このゲームのプレイヤーはAとBである。行動の選択肢としてAとBには、それぞれN（Nまで前進する）、M（Mまで前進する）、S（Sまで前進する）の戦略がある。この表は、プレイヤーの戦略の組み合わせによって両国の間に実現する事態を特定し、それぞれの事態において個々のプレイヤーが獲得する利得を表すものである。利得は、（Aの利得、Bの利得）として表記されている。

たとえば、NにいるBも、SにいるAも軍隊を動かさなければそれぞれ新たな獲得はなく、双方の利得は（0，0）となる。AがSにとどまったままで、BがMへ、そしてSへと南下すると、Bの利得は支配領域が広がるにつれ0から1へ、そして2へと増える。逆にBがNにとどまったままで、AがMへ、そしてNへと北上すると、Aの利得も0から1へ、そして2へと増える。また、AもBもともにMまで進出すると、双方の利得は（1，1）となる。これに対して、AはNまで、BはSまで進出することをもくろむなどすると、両軍が衝突して戦争が勃発する。ここでは、この戦

争の費用（人的犠牲、財政的損害、物的破壊など）は十分に大きいものと考えて戦争における双方の利得を（-1, -1）とする。

このように両国間で実現する事態が一国の戦略ではなく両国の戦略の組み合わせに依存することを自覚し、いわば表1に整理された情報を共有している両国にとって、どのように行動することが合理的だろうか。ここでは、互いに相手国がどのように動くか観察したうえで自国の動きを決定することはできないとする。つまり、不完全情報（imperfect information）を仮定する。また、国家間において、その行動計画についてあらかじめ拘束力のある合意を結ぶことはできないとする。つまり、拘束力のある合意（binding agreement）の不在を仮定する。

このゲームにおいては、戦争を回避しつつ、N、M、Sいずれかの線で棲み分けるのが合理的である。具体的には（N, N）、（M, M）、（S, S）という戦略の組み合わせ（かっこの中のカンマの前にAの戦略、後にBの戦略をならべて組み合わせを特定している）は、いずれのプレイヤーも一方的に戦略を変更することによって利得を改善できず、それゆえに利得改善のための戦略変更の誘因がいずれのプレイヤーにも生まれないという意味において安定している（このように、相手の戦略に対して自らの利得を最大化する戦略——最適応答戦略——の組み合わせを、非協力ゲーム理論では「ナッシュ均衡」と言う）。しかも、（N, N）、（M, M）、（S, S）によって実現する「棲み分け（territorial compartmentalization）」は、これ以上、他方の利得を減少させることなくしては、一方の利得を増大することができないという意味において効率的なものとなる。

逆に、（N, M）、（N, S）、（M, S）は、いずれも戦争を惹き起こすが、それは上記の効率性の要件を満たさず非効率である。したがって、両国にとって棲み分けを実現して戦争を回避することが共通の利益であり、ここに両国の《利害の一致》をみてとれる。

その一方で、N、M、Sの三つの線のうち、どの線で棲み分けるかについては両国の間には明確に《利害の対立》がある。というのも、棲み分けの線についてAにはNが最善、Mが次善、Sが最悪であるのに対して、BにはSが最善、Mが次善、Nが最悪となっており、まさに一方にとって「より好ましい」利害調整が、他方にとって「より好ましからざる」利害調整となっているからである。

このように棲み分けの境界線の候補が競合する中で、関係国は利害の対立（divergent interests）を克服し、特定の境界線において棲み分けることができるだろうか。双方に耐えがたい犠牲をもたらす戦争を回避するためには、その棲み分けの境界線をお互いが確実に尊重するだろう

との予想の共有（「収斂する期待（convergent expectations）」と概念化される）が成立しなければならぬ<sup>6</sup>。この互いの行動についての期待の収斂によって、それぞれの「行動の調整（coordination of behavior）」を可能にするのが「フォーカル・ポイント」である<sup>7</sup>。もちろん、「踏み越えてはならない一線（a red line that no one should cross）」について自国に有利な解釈に固執することによって相手国から譲歩を引き出す戦略的な誘因も働くので、合意は容易ではない<sup>8</sup>。さりとて、この「フォーカル・ポイント」を通じて行動の調整ができなければ、戦争の勃発の回避もそのエスカレーションの限定も危うい。

冷戦期の米ソ両超大国の間にも「許容できる行動の限界（limits of acceptable behavior）」についての一定の了解が共有されていた。外交史家のJ・L・ギャディスの議論がその典型としてよく知られるところである<sup>9</sup>。フォーカル・ポイント概念への明示的な言及はないが、ギャディスが列挙する勢力圏（spheres of influence）の相互承認、直接軍事対決の回避、核兵器使用の相互自制、相手国の政権転覆工作の相互自制等は、フォーカル・ポイント論とも解釈できるものだろう<sup>10</sup>。

## 2 例外として正当化できる範囲

国家による武力の行使にフォーカル・ポイントを与えるものに法がある。

まず一方において、戦争を規制するレジームが存在する。レジームとは、国際関係の特定領域における適切な行動の範囲について、国家間の期待の共有を可能にする規範的なフォーカル・ポイントを指す<sup>11</sup>。戦争の法的な規制は、一般に、戦争の発生の規制（*jus at bellum*）と、発

<sup>6</sup> Thomas C. Schelling, “Bargaining, Communication, and Limited War,” *Journal of Conflict Resolution*, Vol.1, No.1 (March 1957), p.35.

<sup>7</sup> Schelling, “Bargaining, Communication, and Limited War,” pp. 21, 22, 28, 30.

<sup>8</sup> Schelling, “Bargaining, Communication, and Limited War,” p. 19.

<sup>9</sup> John Lewis Gaddis, “The Long Peace: The Elements of Stability in the Postwar International System,” *International Security*, Vol. 10, No.4 (Spring 1986), p. 132.

<sup>10</sup> 米国は、1953年10月30日、国家安全保障政策NSC162/2（October 30, 1953）を通じて、ソ連陣営による侵略には核兵器を使用する意思、いかえれば、核兵器の「先行使用（first use）」の意思を固めた。その後、実際に大統領に対して核兵器の使用提言が繰り返されたが、米国はその使用に踏み切ることにはなかった。John Lewis Gaddis, “The Origins of Self-Deterrence: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons, 1945-1958,” in John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*, (New York: Oxford University Press, 1987), pp. 105, 124.

<sup>11</sup> Lisa Martin and Beth Simmons, “International Organizations and Institutions,” in Walter Carlsnaes et al. eds.,

生じた戦争についての規制 (*jus in bello*) とに二分できるが、ここではどのような条件の下で関係諸国が武力紛争の発生を回避したりその拡大を限定したりできるかということを考えるために、前者の法的規制に注目したい。第二次世界大戦後は、国連憲章の下で、国際連合安全保障理事会（以下、安保理と略記）決議（国際の平和に対する脅威などが存在するという認定と、国際の平和を維持・回復するために講ずる措置に関する決定）、あるいは自衛権（個別的自衛権のみならず集団的自衛権を含む）を根拠とする武力行使を例外としつつも、個々の国家には独自の判断に基づく武力行使は認められてない。

また他方において、特定国間の同盟条約は、集団的自衛権を根拠とする締約国の共同行動の発動要件、すなわち「条約適用事由 (*casus foederis*)」を特定するものである。冷戦期に米国が締結した同盟条約は、「条約地域 (*treaty area*)」を限定したうえで、条約地域における武力攻撃を共同行動の発動要件とした<sup>12</sup>。共同行動については、北大西洋条約（1949年署名）の第5条、現在の日米安全保障条約（1960年署名）の第5条、米韓相互防衛条約（1953年署名）の第3条、ANZUS条約（1951年署名）の第4条などで規定している。つまり、これらの相互防衛条約において、集団的自衛権という「権利」を行使する要件としての武力攻撃は、共同行動という締約国の「義務」の発動要件となっているのである。

安保理決議、自衛権を根拠とするものを例外に、原則として個々の国家の独自の判断に基づく武力行使は禁止されている。このことについては、国際社会には幅広い合意がある。2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事行動をめぐる言説にも、それがみてとれる。国連総会は、わずかな反対（ベラルーシ、北朝鮮、エリトリア、ロシア、シリアの5ヶ国）を除き、その決議（国連文書UN Doc., A/RES/ES-11/1, 2 March, 2022）においてロシアの行動は「侵略」にあたるとして非難したが、その非難されたロシアも、あくまでも武力不行使原則の例外たる自衛権についてのロシア側の解釈に基づいて武力行使の正当化を試みた（ロシア側の主張についてはS/2022/154, 24 February, 2022）<sup>13</sup>。つまり、武力不行使原則についての一定の共通理解が、国際社会を構成する国家間の非難と正当化との応酬を可能にしているのである。

---

*Handbook of International Relations*, Sage, 2002, pp, 326, 328.

<sup>12</sup> David Fromkin, "Entangling Alliances," *Foreign Affairs*, Vol. 48, No.4 (July 1970), p. 696.

<sup>13</sup> 日本の岸田文雄首相はこの総会決議以前に、ロシアによる「力による一方的な現状変更」を「侵略」として非難した。『朝日新聞』（2022年2月28日）。侵略については、学界でも国際社会でも定義は定まっていないと安倍晋三首相が答弁したことがある（衆議院予算委員会、2013年4月25日）。

今日の東アジアについては、2003年のイラク戦争前の中東地域などとは異なり、国連加盟国の武力行使を明示的に容認すると解釈できるような安保理決議（たとえば湾岸戦争の際の武力行使容認決議S/RES/678と停戦決議S/RES/687）はないので、武力行使がなされることがあるとすれば、それは自衛権を根拠とするものになるだろう。では自衛権を根拠とする武力行使として例外的に正当化できる軍事行動と、正当化できない軍事行動を分かつ線の所在について、国家間に明確なフォーカル・ポイントがあるのだろうか。

反撃の実行によって攻撃を排除すること（いいかえれば、自衛すること）、そして防衛を個別的のみならず集団的に行うことも、それが「必要性」（攻撃を排除するために代替手段がないこと）と「均衡性」（攻撃との比較において反撃の範囲が過剰ではないこと）の要件を満たす限りにおいて禁止されるものではない以上、それを実行する意図を表明して、言いかえれば攻撃を自制させることを目的として反撃の威嚇（自衛要件を満たす抑止）を行うことも禁止されるものではない。とは言え、未だに実現していない攻撃に対する反撃の実行（たとえば安全保障上の対抗関係にある国家のミサイル基地に対する先制攻撃）などについては、脅威の切迫性の認識をめぐって、同盟国の間でも評価は分かれるリスクは小さくない。

自衛権を根拠とする武力行使として正当化できる軍事行動は必ずこれを実行するという威嚇のみならず、自衛権を根拠とする武力行使として正当化できない軍事行動は決してこれを実行しないという約束にも説得力がなければ、抑止政策は相手国の不安を掻き立て、それゆえに当該国の不安もぬぐえまい。自衛権の拡大解釈は、一見、自衛のための行動の選択肢を増やして当該国の安全に資するよう見えるが、国家間の期待の収斂を困難にすることによって、その帰結において当該国の安全を損ないかねない。このような事態を深刻化させないためには、関係国の間で武力行使の自制について相互了解を確立することができなければ、軍備競争が過熱して国家間の緊張が激化するばかりであろう<sup>14</sup>。

<sup>14</sup> ルボウは、河川のような自然の地形がただちに国家間のフォーカル・ポイントとなるのではなく、(国際)社会の構成員の相互作用によって生み出される社会的構造物 (social construction) と捉えるべきであると論じる。Richard Ned Lebow, "Thomas Schelling and Strategic Bargaining," *International Journal*, Vol. 51, No. 3 (Summer 1996), p. 569. シェリングの解釈では、朝鮮戦争の文脈における「ルビコン川」（つまり、越えてはならない一線）は、米国側では中朝国境の鴨緑江とみていた。Thomas C. Schelling, *Arms and Influence*, (New Haven, Yale University Press), p. 134.これに対してルボウは、中国側にとってのそれは北緯38度線であり、両国間に認識の一致はなかったと論じている。Lebow, "Thomas Schelling and Strategic Bargaining," p. 567.



### 3 共存のフォーカル・ポイントの不在

冷戦終結時に存在した軍備管理条約のうち、米ソ二国間のABM (Anti-Ballistic Missile) 条約 (1972年締結) と中距離核戦力 (intermediate ranged nuclear force, INF) 全廃条約 (1987年締結) は、前者については2002年に、後者についても2019年に失効している。ABM条約は、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備等を制限する条約であったが、9.11テロ後の新しい脅威に対応するためとして、2001年12月に米国が脱退を通告し、翌年失効した。INF全廃条約は、一定の範囲の射程を持つ地上発射の弾道・巡航ミサイルを全廃するという画期的な軍備管理条約であったが、中国の核戦力増強への懸念と米ロ間の条約違反をめぐる非難の応酬などをへて2019年に失効した。

このようなグローバルな状況を背景に、東アジアに目を向けると、たとえば日本では2003年に、弾道ミサイル防衛システムは、「純粋に防衛的で、かつ他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛 (exclusively defense-oriented policy) を旨とする我が国の防衛政策に相応しいものである」として、政府が同システムの導入を決定した (2003年12月19日、閣議決定)。その後、2022年に、政府は「国家安全保障戦略」(2022年12月16日、閣議決定) を決定して、弾道ミサイル防衛の対応力には限界があるとして、相手国領域内で反撃を行いうるスタンド・オフ防衛能力等を強化するとした。また、INF条約の失効を機に米国の中距離核戦力の日本等への配備が論じられたり、台湾に対する米国のいわゆる「戦略的曖昧性 (strategic ambiguity)」が論争の焦点となったりするなど東アジアの先行きは一段と不透明である<sup>15</sup>。

以上述べた通り、域外の要因が東アジア域内の緊張を増幅している。そして軍備の増強が進んでいるにもかかわらず、下図 (図2) の通り、東アジアにおいて武力行使が懸念される潜在

---

<sup>15</sup> 「戦略的曖昧性」とは、台湾の「見捨てられる不安」とアメリカの「巻き込まれる不安」とを同時に解消しようとするアメリカの政策であり、中国による一方的な現状の変更 (台湾の軍事併合) と、台湾による一方的な現状の変更 (台湾の独立宣言) とを同時に阻止して政治的現状を維持しようとするものである。米華相互防衛条約失効後のアメリカは、台湾関係法 (1979年) を通じてその意図を一方的に表明した。すなわち、平和的手段によらずに台湾の将来を決定しようとする企ては西太平洋における平和と安全に対する脅威であり、アメリカにとって重大な関心事項であるとするともに、防衛的性格の兵器を台湾に提供するとした。なお、この政策それ自体は、局面ごとに、アメリカの将来における行動 (reaction) を中国や台湾の事前の行動 (action) に条件づける (条件付きコミットメント) ものであって、特定の局面におけるフォーカル・ポイントの確立が必要であるとする本稿の議論と矛盾するものではない。

的紛争地点において同意可能な現状についての認識が関係国の間で十分に共有されてはいない。このことは意図せざる武力衝突も惹起しかねないものであるため事態は深刻である。

潜在的紛争地点	関係国間で承認された(同意可能な)現状の不在
台湾海峡	台湾の併合も独立もない状態？
北朝鮮の核兵器・ミサイル	完全で検証可能な不可逆の廃棄(CVID) <sup>16</sup> ？
東シナ海の領土問題	実効支配の現状？
南シナ海の海洋権益問題	海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)？

図2 関係国間で承認された(同意可能な)現状の不在

さらに4つの潜在的紛争地点のそれぞれにおいて、関係国の間で明確に承認された現状、あるいは同意できる現状が存在しないだけではない。この4つの地点における紛争への対処において、優先順位についても認識が共有されているとは言えないだろう。

## おわりに—共存の新時代

本稿の議論を踏まえるならば、日韓両国が共存の新時代を切り拓くためには、日韓のみならず、アメリカ、中国、北朝鮮、台湾などの関係国の間で、危機の際に、大規模な武力紛争にエスカレートすることなしに実行できる《許容できる行動の限界》について認識を合致させなければならない。まずはこの問題が深刻であることについて注意を喚起し、政府間協議のみならず、いわゆるセカンド・トラックの民間有識者なども交えた意見交換を行い、地域大の世論形成を図るべきであろう。■

<sup>16</sup> 北朝鮮の核兵器ならびに「完全で検証可能な不可逆の廃棄 (complete, verifiable, and irreversible disarmament)」とは、北朝鮮の第一回の核実験を踏まえた国連安保理決議1718号 (S/RES/1718, October 14, 2006) 以来、北朝鮮に対してくりかえされてきた要求を指す。

■ **Atsushi Ishida (石田 淳)** is professor of international politics at the University of Tokyo, Komaba. He served as the president of the Japan Association of International Relations from 2016 to 2018 and the Dean of the Graduate School and College of Arts and Sciences at the University of Tokyo from 2017 to 2019. His area of expertise is theory of international security.

■ Typeset by **Hansu Park (朴漢洙)**, EAI Research Associate

For inquiries: 82-2-2277-1683 (ext. 204) [hspark@eai.or.kr](mailto:hspark@eai.or.kr)

引用するときは、必ず出所を明らかにしてください。  
EAIは如何なる政派的な利害とも関係ない独立研究機関です。  
EAIが発行する報告書、ジャーナルや単行本にある主張と意見は、EAIとは関係なくただ著者の個人的な見解です。

発行日 2023年 3月 31日  
“共存のためのフォーカル・ポイント” 979-11-6617-578-7 95340

財団法人 東アジア研究院  
03028 ソウル特別市鍾路区社稷路7道1  
Tel. 82 2 2277 1683 Fax 82 2 2277 1684

Email [eai@eai.or.kr](mailto:eai@eai.or.kr) Website [www.eai.or.kr](http://www.eai.or.kr)